

奈良市公報

第107号

令和5年11月1日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

規 則

月 日	番号	件 名	主 管
10 6	56	奈良市公報号外第24号に掲載	地域教育課

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
10 2	434	農用地利用集積計画の決定	農政課
10 2	435	令和5年奈良市告示第158号（予防接種の実施）の一部改正	健康増進課
10 2	436	令和5年奈良市告示第420号（インフルエンザ予防接種の実施）の一部改正	健康増進課
10 2	437	徴収事務の委託	環境政策課
10 3	438	聴聞通知書の公示送達	福祉政策課
10 5	439	徴収事務の委託	スポーツ振興課
10 5	440	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
10 5	441	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定	介護福祉課
10 5	442	介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定	介護福祉課
10 6	443	奈良市国民健康保険料督促状の公示送達	国保年金課
10 6	444	地縁による団体の認可	地域づくり推進課
10 10	445	住居番号の設定	市民課
10 10	446	奈良市公報号外第24号に掲載	環境政策課
10 10	447	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止	介護福祉課
10 10	448	介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者の廃止	介護福祉課
10 10	449	指定管理者の公募	文化振興課

公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
10 2	18	奈良市公報号外第24号に掲載	企業総務課
10 2	51	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
10 2	52	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の廃止	共同事務推進課

10	5	53	奈良市公報号外第24号に掲載	給排水課
10	5	54	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件名	主管
10	5	9	奈良市公報号外第24号に掲載	地域教育課
10	12	15	定例教育委員会の開催	教育政策課
農 業 委 員 会				
月	日	番号	件名	
10	6	13	農業委員会総会の招集	

告 示

奈良市告示第 434 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、改正後の農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定により公告する。

令和 5 年 10 月 2 日

奈良市長 仲 川 元 庸
(令和 5 年 10 月 2 日揭示済)

奈良市告示第 435 号

令和 5 年奈良市告示第 158 号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 10 月 2 日

奈良市長 仲 川 元 庸

別紙 2 の表中

平城園診療所	秋篠町 1567	52-3820
--------	----------	---------

を

平城園診療所	秋篠町 1567	52-3820
北和在宅救急クリニック	柏木町 519-21	95-9915

に改める。

(令和 5 年 10 月 2 日揭示済)

奈良市告示第 436 号

令和 5 年奈良市告示第 420 号（インフルエンザ予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 10 月 2 日

奈良市長 仲 川 元 庸

別紙の表中

平城診療所	朱雀三丁目 8-2	71-5315
-------	-----------	---------

を

平城診療所	朱雀三丁目 8-2	71-5315
北和在宅救急クリニック	柏木町 519-21	95-9915

に改める。

(令和 5 年 10 月 2 日揭示済)

奈良市告示第 437 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 10 月 2 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市油阪町 1 番 59 奈交サービス株式会社 取締役社長 角谷 守啓	奈良市高の原第一自転車駐車場、奈良市高の原第二自転車駐車場、奈良市高の原第三自転車駐車場、奈良市高の原第四自転車駐車場の使用料

2 委託の期間

令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(令和 5 年 10 月 2 日揭示済)

奈良市告示第438号

行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第1項及び奈良市行政手続条例（平成11年奈良市条例第19号）第15条第1項の規定に基づく聴聞通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、行政手続法第15条第3項及び奈良市行政手続条例第15条第3項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部福祉政策課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和5年10月3日

奈良市長 仲川元庸

1 送達をすべき文書

聴聞通知書、聴聞通知書別紙、各種申請様式（聴聞期日等変更申出書、聴聞参加許可申請書、資料閲覧請求書、補佐人出頭許可申請書、聴聞調書等閲覧請求書、委任状）

2 送達を受けるべき者

省略

(令和5年10月3日揭示済)

奈良市告示第439号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年10月5日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
大阪市中央区北浜四丁目1番23号 奈良市スポーツまちづくり推進パートナーズ ミズノスポーツサービス株式会社 代表取締役 薬師寺 洋彰	奈良市鴻ノ池スケートボードパークの使用料

2 委託の期間

令和5年8月1日から令和7年3月31日まで

(令和5年10月5日揭示済)

奈良市告示第440号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和5年10月5日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和5年7月20日 奈良市指令整開 第23A-9号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和5年10月5日 第1863号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市高畑町475番1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良県大和郡山市宮堂町160番7

社会福祉法人協同福祉会 理事長 大國 康夫

(令和5年10月5日揭示済)

奈良市告示第441号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示する。

令和5年10月5日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和5年10月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2960199236	(介護予防)訪問看護	株式会社 ak	奈良県橿原市北妙法寺町562番地ポロ202号室	訪問看護ステーションなつめ奈良	奈良市西木辻町150-2 エスポワール奈良八嘉304

(令和5年10月5日掲示済)

奈良市告示第442号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により公示する。

令和5年10月5日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和5年10月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2990190114	地域密着型通所介護	有限会社オオニシ	奈良県天理市布留町103番地1	リハビリドまほろば	奈良市杉ヶ町51-7 杉ヶ町北ビル1階

(令和5年10月5日掲示済)

奈良市告示第443号

奈良市国民健康保険料督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

令和5年10月6日

奈良市長 仲川元庸

1 この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度	期別	発送年月日	納期限
令和4年度国民健康保険料督促状	1月期	令和5年2月20日	令和5年3月6日
令和4年度国民健康保険料督促状	2月期	令和5年3月16日	令和5年3月30日
令和4年度国民健康保険料督促状	3月期	令和5年4月20日	令和5年5月8日
令和4年度国民健康保険料督促状	3月期	令和5年5月18日	令和5年6月1日
令和5(4)年度国民健康保険料督促状	4月期	令和5年5月18日	令和5年6月1日
令和5(4)年度国民健康保険料督促状	4月期	令和5年6月20日	令和5年7月4日
令和5(4)年度国民健康保険料督促状	5月期	令和5年6月20日	令和5年7月4日
令和5年度国民健康保険料督促状	6月期	令和5年7月20日	令和5年8月3日
令和5(4)年度国民健康保険料督促状	7月期	令和5年8月17日	令和5年8月31日
令和5年度国民健康保険料督促状	7月期	令和5年8月17日	令和5年8月31日
令和5年度国民健康保険料督促状	8月期	令和5年9月20日	令和5年10月4日

- 2 この公示送達により変更した後の指定期限
令和5年10月24日
- 3 送達を受けるべき者
別紙のとおり
別紙省略

(令和5年10月6日揭示済)

奈良市告示第444号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年10月6日

奈良市長 仲川元庸

- 1 名称
都祁吐山町小川口垣内
- 2 規約に定める目的
本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。
(1) 都祁吐山町自治会の活動及び地域の防災防犯活動への協力
(2) 会員相互の親睦を図る
(3) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
(4) 美化・清掃等区域内の環境の整備
(5) 集会施設の維持管理
- 3 区域
本会の区域は、奈良市都祁吐山町3192番地から3631番地までの区域とする。
- 4 事務所
本会の主たる事務所は、奈良市都祁吐山町3604番地に置く。
- 5 代表者の氏名及び住所
会長 今脇 則仁
奈良市都祁吐山町3293番地
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
いずれもなし
- 7 代理人の有無
なし
- 8 規約に定めた解散の事由
(1) 本会は、地方自治法第260条の20第2号から第5号の規定により解散する。
(2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の3分の2以上の承諾を得なければならない。
- 9 認可年月日
令和5年10月6日

(令和5年10月6日揭示済)

奈良市告示第445号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年10月10日

奈良市長 仲川元庸

住居番号をつけた建造物の表示

青野町一丁目8番15号

五条畑一丁目4番18号

若葉台一丁目11番32号	西大寺南町11番2-室番号
若葉台一丁目11番29号	西大寺新町一丁目3番12号
西大寺新町二丁目3番10-6号	富雄川西一丁目30番1号
尼辻中町3番34号	秋篠三和町一丁目10番26号
尼辻中町3番33号	西登美ヶ丘八丁目14番18号
藤ノ木台二丁目11番3号	鶴舞東町2番22号
西登美ヶ丘三丁目18番17号	帝塚山南二丁目12番20号
平松五丁目8番13号	大安寺三丁目12番9-室番号
大安寺七丁目27番18号	大安寺六丁目9番4-室番号
大安寺七丁目27番1号	西大寺小坊町1番26-室番号
学園南二丁目8番12号	
富雄元町四丁目15番13号	
四条大路五丁目2番28-室番号	
大安寺七丁目29番7号	
五条畑一丁目4番26号	
五条畑一丁目4番22号	
五条畑一丁目4番21号	
五条畑一丁目4番20号	

(令和5年10月10日掲示済)

奈良市告示第447号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者を廃止したので、同法第85条第2号の規定により公示する。

令和5年10月10日

奈良市長 仲川 元 庸

1 廃止年月日 令和5年9月30日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970103020	居宅介護支援	リトルウィング 合資会社	奈良市西大寺国見町 一丁目4-3-425号	かりん	奈良市西大寺国見 町一丁目6-5-505
2970103384	居宅介護支援	株式会社ひまわ りの会	奈良県奈良市登美ヶ 丘二丁目2番15号	ぼれぼれ秋篠	奈良市秋篠三和町 一丁目1-21

(令和5年10月10日掲示済)

奈良市告示第448号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を廃止したので、同法第78条の11第2号の規定により公示する。

令和5年10月10日

奈良市長 仲川 元 庸

1 廃止年月日 令和5年9月30日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2990100402	地域密着型通 所介護	株式会社インタ ーネットインフ ィニティー	東京都品川区大崎一 丁目11番2号	レコードブッ ク奈良三条	奈良市三条大路二 丁目1番10号
2970103384	地域密着型通 所介護	株式会社ひまわ りの会	奈良県奈良市登美ヶ 丘二丁目2番15号	ぼれぼれ秋篠	奈良市秋篠三和町 一丁目1-21

(令和 5 年 10 月 10 日掲示済)

奈良市告示第 449 号

奈良市音声館の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年奈良市条例第 85 号) 第 2 条の規定により、次のとおり告示します。

令和 5 年 10 月 10 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 公の施設の所在地及び名称

奈良市鳴川町 32 番地の 1

駐車場：奈良市南城戸町 35 番地の 1

奈良市音声館

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 奈良市音声館の事業の実施に関すること。

①伝統的な芸能の継承及び振興に関すること。

②わらべ歌等の調査、研究及び普及に関すること。

③音楽会及び演芸会の開催並びに市民のふれあいの場の提供に関すること。

④その他館の設置目的を達成するために必要な事業（「奈良市音声館運営の新たなビジョン」に基づく事業を含む。）

(2) 使用承認及び使用制限に関すること。

(3) 施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

3 指定予定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

4 指定申請の方法

(1) 指定申請書等の配布及び提出場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市市民部文化振興課

(2) 申請期間

令和 5 年 10 月 10 日から令和 6 年 11 月 7 日午前 12 時まで

(3) 提出書類

奈良市音声館指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。

①奈良市音声館指定管理者事業計画書

②奈良市音声館指定管理者収支予算書

③団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）〔登記事項証明書及び住民票の写しは、申請日の 3 箇月以内に交付されたもの〕

④団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類（ただし、今年度に結成された団体については不要）

⑤団体の現事業年度の事業計画書、収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類

⑥団体の役員名簿その他これに類する書類

⑦団体が令和 4 年度分の法人市町村民税の滞納がない旨の証明書（納税証明書又は非課税証明書等）

⑧団体が法人市町村民税の課税対象以外の団体の場合、団体の代表者が令和 4 年度分の個人市町村民税の滞納がない旨の証明書（納税証明書又は非課税証明書等）

⑨共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体決済に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の手續に係る委任状

⑩業務の再委託を行わせる場合、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としない旨の誓約書

5 その他

その他の詳細は、奈良市音声館指定管理者募集要項によります。

6 問い合わせ先
奈良市市民部文化振興課
電話 0742-34-4942

(令和5年10月10日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第51号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和5年10月2日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和5年10月2日

奈良市公営企業管理者 池田 修

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和5年10月16日

下水を排除及び下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
押熊町2063-2の一部	①	分流	大和郡山市額田部南町160 奈良県浄化センター
押熊町638-3	②	分流	
押熊町638-1	③	分流	

位置図省略

(令和5年10月2日揭示済)

奈良市企業局告示第52号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和5年10月2日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名称	代表者氏名	所在地	届出日
株式会社荏原製作所 大阪支社西大阪支店	代表取締役 浅見 正男	大阪市西淀川区佃四丁目7番3号	令和5年9月28日

(令和5年10月2日揭示済)

奈良市企業局告示第54号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和5年10月5日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
北翔建設	北川 真太郎	奈良市阪原町1016	令和5年10月3日

(令和5年10月5日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第15号

令和5年10月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和5年10月12日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 日時

令和5年10月17日（火） 午前10時から

2 場所

奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室

3 会議に付すべき事案

議事

議案第27号 奈良市市費支弁教員の懲戒処分に関する指針の一部改正について

協議事項

(1)「教員の働き方改革」について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和5年10月12日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第13号

奈良市農業委員会令和5年10月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第3号）第2条第1項の規定により告示します。

令和5年10月6日

奈良市農業委員会長 巽 一 孝

1 日時

令和5年10月13日（金） 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟2階 202会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の者の要件確認について
- (3) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
- (4) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
- (5) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
- (6) 知事許可について

(令和5年10月6日揭示済)